

環循廃第209号  
平成29年1月5日

(特別管理)産業廃棄物処理業者 各位

京都市環境政策局循環型社会推進部  
廃棄物指導課長

### 処理施設における火災予防の徹底について（通知）

日頃は、本市環境行政の推進に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、昨年来、本市の産業廃棄物処理施設において、火災が相次いで発生しています。については、産業廃棄物処理業許可業者の皆様には、火災予防に関する法令を遵守することはもとより、下記の3点について、改めて徹底していただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 防火管理の徹底について

火花を含む火気が発生する場所において、火災発生の恐れがないか改めて確認し、特に排気ダクトに溜まった埃、粉塵、また、床面にこぼれた油類などは、延焼を招くおそれが高いため、定期的な清掃等、必要な措置を行い、防火管理を徹底してください。

##### 2 火災発生時の速やかな初期消火、所管消防署への通報について

日頃から消火器などの設備の使用方法を従業員に周知するとともに、万が一火災が発生した場合は、安全を確保しながら、直ちに消火設備を用いて初期消火に着手するとともに、所管消防署へ速報してください。

また、火災の再発の恐れがある場合などは、事業の停止や改善措置を命じることがありますので、発生した火災の規模にかかわらず、当課まで速やかに報告してください。

##### 3 混入物の取扱いについて

火災原因になる可能性があるもの（スプレー缶、電池等）が混入していることに常に注意し、処理前の受入検査を厳重に行うとともに、混載物を取り扱う処理業者においては、混入の有無に関わらず、排出事業者への分別の啓発に努めてください。なお、不適物の混入が発見された場合は、排出事業者に対して適正な分別の徹底を求めてください。

(問合せ先)

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

(担当) 山元 tel. 075-366-1394